

# 令和8年度第1回愛媛県地域公共交通網再編協議会 次 第

日時 令和8年6月17日(水) 14:00~15:30  
場所 愛媛県庁 第二別館 11階 大会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

(1) 令和7年度事業報告(案)及び収支決算(案)

(2) 令和8年度事業計画(案)及び収支予算(案)

(3) 令和9年度地域間幹線系統確保維持計画の策定等

## 3 その他報告事項

(4) JR四国の中期経営計画等について

(5) 県の交通施策紹介について

## 4 閉 会

### 配布資料

【資料1】令和7年度事業報告(案) / 【資料2】令和7年度収支決算(案)

【資料3】令和8年度事業計画(案) / 【資料4】令和8年度収支予算(案)

【資料5-1】令和9年度地域間幹線系統確保維持計画、参考資料《バス》

【資料5-2】令和9年度離島航路確保維持計画 《離島航路》

【資料5-3】令和8年度離島航路確保維持計画変更、参考資料《離島航路》

【資料5-4】令和8年度生活交通改善事業計画、参考資料《鉄道》

【資料5-5】令和8年度生活交通確保維持改善計画、参考資料《鉄道》

【資料6】JR四国中期経営計画2030および今後の取り組みについて

【資料7】県事業の概要資料

令和８年度第１回愛媛県地域公共交通網再編協議会 出席者名簿

| 法の区分          | 機関名                | 委 員       |        | 出欠（代理出席者）    |
|---------------|--------------------|-----------|--------|--------------|
| 地方公共団体        | 愛媛県                | 地域未来創生局長  | 村上 久   | 出 席          |
|               | 松山市                | 都市・交通計画課長 | 神野 誠   | 出 席          |
|               | 今治市                | 交通政策課長    | 渡部 泰生  | 出 席          |
|               | 宇和島市               | 企画課長      | 福島 康生  | （主任 中村 洸介）   |
|               | 八幡浜市               | 政策推進課長    | 鎌田 恭廣  | 出 席          |
|               | 新居浜市               | 地域交通課長    | 石川 徹   | 出 席          |
|               | 西条市                | くらし安心課長   | 藤田 隆二  | 出 席          |
|               | 大洲市                | 地域振興課長    | 三好 治   | （係長 水口 康広）   |
|               | 伊予市                | 都市整備課長    | 大塚 直人  | （課長補佐 井上 秀司） |
|               | 四国中央市              | 公共交通課長    | 玉井 慎也  | （課長補佐 近藤 秀憲） |
|               | 西予市                | まちづくり推進課長 | 佐藤 陽一郎 | 出 席          |
|               | 東温市                | 都市整備課長    | 平岡 芳樹  | （課長補佐 黒川 博幸） |
|               | 上島町                | 公営事業課長    | 茂木 昭彦  | 欠 席          |
|               | 久万高原町              | 総務課長      | 大西 洋三  | 出 席          |
|               | 松前町                | 財政課長      | 中村 明博  | 出 席          |
|               | 砥部町                | 地域振興課長    | 善家 孝介  | 出 席          |
|               | 内子町                | 総務課長      | 上山 淳一  | （係長 松浦 直樹）   |
|               | 伊方町                | 総合政策課長    | 菊池 暁彦  | 出 席          |
|               | 松野町                | ふるさと創生課長  | 友岡 純   | 出 席          |
|               | 鬼北町                | 企画振興課長    | 佐々木 健次 | 出 席          |
|               | 愛南町                | 総務課長      | 濱 哲也   | 出 席          |
| 関係する<br>交通事業者 | 四国旅客鉄道(株)          | 愛媛企画部長    | 窪 仁志   | （副長 大谷 清）    |
|               | 伊予鉄道(株)            | 取締役鉄道部長   | 浦戸 亮治  | 出 席          |
|               | 伊予鉄バス(株)           | 取締役自動車部長  | 中川 智之  | 出 席          |
|               | 瀬戸内運輸(株)           | 常務取締役     | 川田 卓哉  | 出 席          |
|               | 宇和島自動車(株)          | 常務取締役     | 田中 敏弘  | 出 席          |
|               | ジェイアール四国バス(株)      | 松山支店長     | 水元 雄一  | 出 席          |
|               | 伊予鉄南予バス(株)         | 代表取締役社長   | 岡田 好功  | 出 席          |
|               | 瀬戸内海交通(株)          | 専務取締役     | 佐津間 英樹 | 出 席          |
|               | 中島汽船(株)            | 専務取締役     | 渡部 直樹  | 出 席          |
|               | 石崎汽船(株)            | 常務取締役     | 清水 一之  | 欠 席          |
|               | 防予フェリー(株)          | 松山支社長     | 奥 康幸   | 欠 席          |
|               | 四国開発フェリー(株)        | 常務取締役     | 眞木 重壽  | 欠 席          |
|               | 九四オレンジフェリー(株)      | 執行役員部長    | 瀬野 正朗  | 出 席          |
|               | 宇和島運輸(株)           | 代表取締役社長   | 松岡 正幸  | （営業次長 大野 一男） |
|               | 国道九四フェリー(株)        | 取締役総務部長   | 古谷 元嗣  | 欠 席          |
|               | (一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会 | 専務理事      | 谷口 政賀津 | 欠 席          |

| 法の区分            | 機関名       | 委 員       |        | 出欠（代理出席者）    |
|-----------------|-----------|-----------|--------|--------------|
| 道路管理者・<br>港湾管理者 | 松山河川国道事務所 | 計画課長      | 森 貴洋   | （係長 星川 菜津美）  |
|                 | 大洲河川国道事務所 | 計画課長      | 谷野 祐司  | 出 席          |
|                 | 愛媛県       | 道路維持課長    | 矢野 英敏  | 出 席          |
|                 |           | 港湾海岸課長    | 西山 誠司  | 出 席          |
| 公安委員会           | 愛媛県警察本部   | 交通規制課長    | 水関 和男  | （課長補佐 田崎 大貴） |
| 公共交通の<br>利用者    | 公共交通利用者   | 公募委員      | 倉本 逸男  | 欠 席          |
|                 |           | 公募委員      | 横手 裕子  | 出 席          |
|                 |           | 公募委員      | 井沼 一   | 欠 席          |
| その他             | 学識経験者     | 愛媛大学教授    | 松村 暢彦  | 出 席          |
|                 | 愛媛運輸支局    | 首席運輸企画専門官 | 齊藤 信一郎 | 欠 席          |

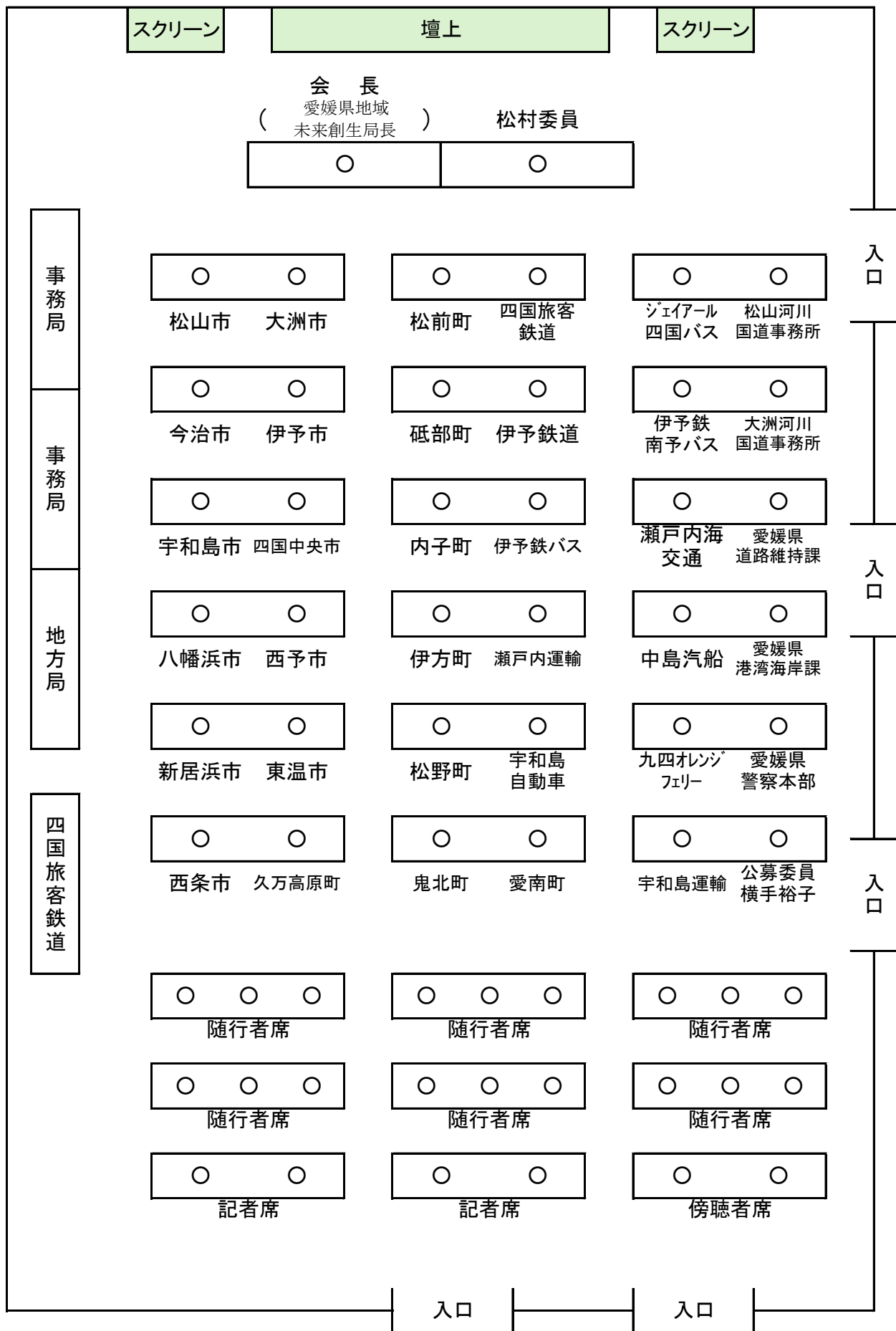
（委員 47 名／うち出席者 38 名）

|     |                 |             |       |      |
|-----|-----------------|-------------|-------|------|
|     | 四国旅客鉄道(株)総合企画本部 | 担当部長        | 上野 智弘 |      |
|     |                 | 担当課長        | 眞鍋 秀太 |      |
| 事務局 | 愛媛県企画振興部地域未来創生局 | 地域政策課交通政策室長 | 魚住 茂男 | 他、室員 |
| その他 | 愛媛県東予地方局        | 地域政策課 主事    | 越智 優実 |      |
|     | 愛媛県中予地方局        | 地域政策課 主事    | 石田 泰輝 |      |
|     | 愛媛県南予地方局        | 地域政策課 係長    | 岩本 卓也 |      |

（委員以外出席者 6 名）

# 令和8年度第1回愛媛県地域公共交通網再編協議会 配席図

日時: 令和8年6月17日(水)14:00～  
場所: 愛媛県庁第二別館11階大会議室



## 愛媛県地域公共交通網再編協議会設置要綱

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）

第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画及び法第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「交通計画等」という。）の作成及び実施等に関する事項を協議するため、法第6条の規定に基づき、愛媛県地域公共交通網再編協議会（以下「再編協議会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 再編協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通計画等の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画等の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画等に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 生活交通確保維持改善計画（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する計画をいう。）の策定及び事業の評価（同要綱第3条第5項に規定する評価をいう。）に関すること。
- (5) 生活交通改善事業計画（鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日国鉄施第106号）第32条第1項第1号に規定する計画をいう。）の策定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第3条 再編協議会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 愛媛県
- (2) 市町
- (3) 関係交通事業者
- (4) 関係道路管理者
- (5) 関係港湾管理者
- (6) 愛媛県公安委員会
- (7) 公共交通機関利用者の代表者
- (8) 学識経験者
- (9) 四国運輸局愛媛運輸支局
- (10) その他知事が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 再編協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、愛媛県企画振興部地域未来創生局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、再編協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議等)

第6条 再編協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議の協議事項が特定の圏域に限定される場合、会長は当該圏域に係る委員のみを招集することができるものとする。
- 3 会議は、委員の過半数が出席するか、書面等により協議に参加できなければ、開催することができない。ただし、前項の規定により一部委員のみを招集した場合には、招集した委員の過半数の出席により会議を開催することができる。
- 4 委員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 会議は、愛媛県地域交通活性化地区協議会と同時に開催することを妨げない。

(秘密の保持)

第7条 再編協議会の関係者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 再編協議会の事務を処理するため、愛媛県企画振興部地域未来創生局地域政策課交通政策室に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第9条 再編協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 再編協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 再編協議会の予算編成、現金の出納その他財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第10条 再編協議会に監査委員を1名置く。

2 監査委員は、会長が指名する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 再編協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、再編協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。ただし、この要綱の施行後、知事が初めて委嘱又は任命する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。